

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は経営の効率化、経営環境の変化に対する柔軟な対応を図り、迅速に意思決定をすることにより企業価値を向上させることがステークホルダーとの協働につながると考えております。そのためには、経営の健全性と透明性を高めることが必要であり、コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-2 株主総会における権利行使】

【補充原則1-2④】

当社は、当社の株主における海外投資家の比率が約1% (2019年12月31日現在) と比較的低率であることから、コスト等に鑑み議決権の電子行使及び招集通知の英訳については実施しておりませんが、今後、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、適宜、議決権行使プラットフォームの活用や招集通知の英訳について検討するものとします。

【原則1-4 政策保有株式】

「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第11条において、株式の政策保有及び政策保有株式の縮減に関する考え方、政策保有株式に係る議決権行使基準に関する基本的な考え方を開示しております。

保有している政策保有株式について、保有目的の適切性・保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っていることに関する検証は取締役会以外場でできておりますが、取締役会での検証は報告書提出日時点においては完了していません。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は確定給付企業年金制度を採用しておらず、企業年金のアセットオーナーとはなり得ません。

【原則3-1 情報開示の充実】

【補充原則3-1②】

現時点での当社の海外投資家の比率が約1% (2019年12月31日現在) と比較的低率であるため 英訳での会社情報の開示は行っておりませんが、今後の株主構成における海外投資家の比率を勘案しながら、実施を検討するものとします。

【原則4-1 取締役会の役割・責務 (1)】

【補充原則4-1③】

当社では、最高経営責任者たる社長を含む経営陣幹部が比較的若く、持続的成長のためにその力量を十分に果たしていると判断しており、当面、経営陣の後継者育成に関して具体的な計画はございません。ただし、取締役に対するトレーニングを通じて将来の最高経営責任者を含む将来の経営陣幹部を育成するとともに、「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第28条第4項にも記載しておりますとおり、代表取締役等の後継者候補の育成のためにも、次代を担うべき優秀な人材の確保・育成が最重要事項であると位置づけ、その育成(実施施策の監督を含む)に努めております。

【原則4-3 取締役会の役割・責務 (3)】

【補充原則4-3②】

当社では、諮問委員会を設置しておりませんが、代表取締役の選任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、取締役会において、独立社外取締役の適切な関与・助言を得た上で、資質を備えた代表取締役を選任しております。

【補充原則4-3③】

当社では、代表取締役を解任するための一律の評価基準や解任要件は定めておりません。

万一、代表取締役が法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められる等、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で、決議することとなります。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

【補充原則4-10①】

当社は、任意の指名・報酬委員会等の独立した諮問委員会を設置しておりませんが、取締役候補の選任や取締役の報酬については、独立社外取締役を含む監査等委員会と協議して定めた方針に基づき決定しています。独立社外取締役は取締役会の過半数に達していないものの、取締役8名中3名と相当数いること及び独立社外取締役の中に報酬制度について知見・経験の豊富な取締役がいることから、取締役候補の選任や取締役の報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は十分担保されているものと考えております。

【原則4-11 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

当社は、様々な分野における専門性や知識、経験を有する人材を取締役として選任しております。現在女性の取締役は選任しておりませんが、女性の管理職人材の育成に取り組んでおり、取締役会におけるジェンダーの面での多様性確保についても引き続き検討してまいります。

【補充原則4-11③】

「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第32条において、取締役会が毎年、各取締役の自己評価も参考にした取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示するとともに、かかる分析・評価結果を活かし取締役会の機能向上及び運営改善を図るものとしております。ただし、本報告書提出日現在では2019年12月期の取締役会全体の実効性についての分析・評価は完了しておらず、現在分析・評価作業を進めております。分析・評価作業が完了次第、2019年12月期の取締役会の実効性の評価結果の概要を開示する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-7 関連当事者間の取引】

「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第14条において、取締役、従業員などの当社関係者がその立場を利用して当社や株主の利益に反する取引を行うことを防止するため、取締役が利益相反取引や競業取引を行う場合の承認手続や報告体制、その他当社グループ及び株主の利益等を害することが無いようにするための取締役会等での付議や承認等の検討体制について開示しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画
 ・企業理念
 「不動産を通じて豊かな社会を実現する」との企業理念を当社ホームページにおいて開示しております。
 ・経営戦略
 半期ごとに開催している決算説明会において説明を行い、決算説明会資料を当社ホームページ上で開示しております。また、中長期的な経営戦略については、「中期経営計画」において開示しております。
 ・経営計画
 「中期経営計画」を策定し、当社ホームページにおいて開示しております。
<https://www.global-link-m.com/ir/library/>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針
 本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
 「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第29条において、取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きを定め、開示しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
 「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第28条において、取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続きを定め、開示しております。また、取締役会の構成等（同第24条）、監査等委員会の構成等（同第25条）において、当社がそれぞれに求める資質等の要件を定めております。取締役の選任についての説明は、株主総会招集通知に記載しております。

【原則4－1 取締役会の役割・責務（1）】
 【補充原則4－1①】
 「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第21条第3項において、法令及び定款に定められている事項も含め、取締役会において決議する事項を取締役会規程及び職務権限規程において定めていることを開示しております。なお、取締役会は取締役会決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨、定款に定めております。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
 「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第27条において、社外取締役候補者の指名にあたっては、その独立性については、東京証券取引所の定める独立役員の要件に則り判断することとしております。また、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与いただけるよう、率直・活発で建設的な議論への貢献が期待できる人物であることを、社外取締役に必要な資質と考えております。

【原則4－11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
 【補充原則4－11①】
 「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第24条において、取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を考慮し、各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者で構成し、取締役会の員数は取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる適切な数を維持するものとしております。また、「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第28条において、取締役会が取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続を定めております。

【補充原則4－11②】
 「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第26条第4項において、取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合においては、合理的な数の範囲内に留めるよう努めるものとし、他の上場会社の役員兼任状況は、毎年、事業報告、有価証券報告書において開示するものとしております。

【補充原則4－14②】
 「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第30条において、取締役（社外取締役も含む）の役割・責務が果たせるようにするため、その研さん・トレーニングについて方針を定めております。具体的には、新任者については就任後3か月以内に法令やコンプライアンス等に関する知識習得の機会を設けるほか、社長やその指名する業務執行取締役から、当社グループの事業内容、経営戦略、経営課題、財務状態その他の重要な事項について説明を受ける等の情報提供の機会を設けることとしております。その他、かかる体制が適切であるかのモニタリングと見直し・改善を行うこと、将来の取締役候補となる人材に対しては必要に応じてオブザーバーとしての取締役会等への出席、議論への参加等を通じて、取締役に求められる役割と責務を理解するためのトレーニングの機会を提供する、外部の専門家等を招聘してのトレーニングを実施する等の取り組みを定めております。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】
 「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第33条において、株主・投資家にとって有益と判断する情報の積極的開示のほか、株主総会の場その他の機会を通じてコミュニケーションに努め、かつ、株主・投資家間において実質的な情報格差が生じないよう具体的な体制整備及び取り組みについて方針を定めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社G2A	2,566,500	33.92
金 大仲	1,842,400	24.35
富永 康将	212,000	2.80
株式会社FPG	102,400	1.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	75,600	0.99
鈴木 東洋	71,200	0.94
富田 直樹	71,200	0.94
中山 満則	71,200	0.94
GLM従業員持株会	66,800	0.88
吉村 友希	58,400	0.77

支配株主（親会社を除く）の有無

金 大仲

親会社の有無

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

少数株主保護の観点から支配株主と取引を行う場合には、取引理由、取引の必要性、取引条件の妥当性について十分に審議を行ったうえで、取締役会において決議することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
賀茂 淳一	他の会社の出身者											
琴 基浩	税理士								△			
中西 和幸	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
賀茂 淳一	○	○	---	中小企業診断士の資格を有しており、長年にわたる監査役経験に基づく豊富な知識と幅広い見解から、取締役会における議決権の行使及び業務執行に対する監視、監督活動を行うことができることを期待して選任しております。当社と同氏との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

琴 基浩	○	○	社外取締役の琴基浩氏が所長を務める琴税理士事務所は、2005年の当社設立当初より2015年11月まで当社の顧問税理士事務所であり、社外取締役就任以前は、顧問料、セミナー講演料の支払いの取引がございました。なお、社外取締役就任以降は取引関係を有しておらず、今後取引を行う予定はございません。	税理士の資格を有しており、職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識と豊富な経験から、取締役会における議決権の行使及び業務執行に対する監視、監督活動を行うことができることを期待して選任しております。当社と同氏の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
中西 和幸	○	○	----	弁護士の資格を有しており、職務を通じて培われた法務に関する専門的な知識と豊富な経験から、取締役会における議決権の行使及び業務執行に対する監視、監督活動を行うことができることを期待して選任しております。当社と同氏の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

[監査等委員会]

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

現在、当社は監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は配置していませんが、監査等委員は監査等委員の職務を補助すべき使用人を配置し、監査等委員は、監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性を求めることができるものとしております。また、監査等委員を補助すべき使用人は、監査等委員の指示に基づき、監査等委員の監査に関わる権限の行使を補助するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、内部監査室とも密接な連携をとり、監査活動の効率化及び質的な向上を図っております。内部監査の結果は定例の監査等委員会において内部監査室から監査等委員にも報告され、監査等委員会は内部監査の方法等について必要な助言・指導を行うこととしております。また、会計監査人との会合には監査等委員が出席し、監査の実施方法とその内容等についての情報交換を行うほか、監査等委員は会計監査人が実施する往査時における立ち会いなどを通じて適宜情報交換を行うことにより、相互間の連携強化を図っております。

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

[独立役員関係]

独立役員の人数

3 名

その他独立役員に関する事項

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準に則り、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

イ、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等は、固定報酬、業績連動賞与、株式型報酬により構成し、株主の皆様との一層の価値共有及び当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを基本方針としております。

ロ、監査等委員である取締役の報酬等

監査等委員である取締役は固定報酬のみであります。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上と企業価値向上に対する役員及び従業員の意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため個別開示はしておりませんが、取締役の報酬は総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

イ、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の固定報酬、業績連動賞与、株式型報酬については、監査等委員会と協議して定めた以下の方針に基づき決定しております。

(固定報酬)

基本報酬として金銭で支給しております。2020年4月以降の月例の固定報酬は、2020年3月までに支給されていた月例の固定報酬額から10%カットした水準で、各取締役に支給します。また、今後取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の中に占める固定報酬の割合を段階的に引き下げていく予定であります。なお、当事業年度の固定報酬については、2016年5月23日開催の臨時株主総会において決議された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額200百万円(この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない)の範囲内で、2019年3月27日開催の取締役会にて決議しております。

(業績連動賞与)

単年度の業績達成を強く動機づけるため、2020年2月21日取締役会決議により新たに導入することとしました。連結経常利益を指標とし、各事業年度における業績目標に対する達成度に基づき支給します。業績連動賞与の算定方法・支給方法は下記のとおりとなります。

- ・「2020年度中期経営計画」において中期経営計画の数値目標の1つとして掲げていることから、連結経常利益を業績連動報酬に係る指標とします。連結経常利益の達成状況に応じて取締役会にて決議した計算式をもとに賞与原資を算出し、各対象取締役へ支給致します。
- ・当事業年度の業績連動賞与に係る指標である2020年12月期連結経常利益の目標は1,600百万円であります。

固定報酬と業績連動賞与を合わせた取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2020年3月25日開催の当社第15回定時株主総会において、年額300百万円以内(この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない)と決議しております。本書提出日現在において、当該限度額に基づく報酬等の支給対象となる取締役(監査等委員である取締役を除く。)は5名であります。取締役(監査等委員である取締役を除く。)個々の報酬額は、株主総会決議による限度額の範囲内で業務内容・業績等を勘案しております。なお、当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、代表取締役 金大伸ですが、監査等委員会の意見を聴取し、尊重することとしております。

(株式型報酬)

株式型報酬は、譲渡制限付株式を毎年付与するものであります。株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるために、2020年2月21日取締役会決議により新たに導入することとしました。

2020年3月25日開催の当社第15回定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対し、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しており、上記の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内として決議しております。なお、譲渡制限付株式の割当については下記のとおりであります。

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の総数200,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を、当該分割比率又は併合比率に応じて合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(i) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。)

(ii) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(i)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(iii)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(iii) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(iv) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会)で承認され、当該対象取締役が、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

ロ. 監査等委員である取締役の報酬等

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年5月23日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。本書提出日現在において、当該限度額に基づく報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は3名であります。監査等委員である取締役個々の固定報酬額は、当社の業務に関与する時間と職責を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役をサポートするための専任の担当者はいませんが、人事総務部及び内部監査室において取締役会資料を事前配布し、社外取締役が検討する時間を十分に確保するとともに、必要に応じて事前説明・補足説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

取締役会は、代表取締役1名、取締役(監査等委員であるものを除く)4名、監査等委員である取締役3名で構成されており、代表取締役社長 金大仲が議長を務めております。その他の構成員は、専務取締役 富永康将、取締役 鈴木東洋、取締役 富田直樹、取締役 中山満則、監査等委員である社外取締役 賀茂淳一、監査等委員である社外取締役 琴基浩、監査等委員である社外取締役 中西和幸であります。当社では、定時取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

(2) 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、常勤監査等委員である社外取締役 賀茂淳一が議長を務めております。その他の構成員は、監査等委員である社外取締役 琴基浩、監査等委員である社外取締役 中西和幸であります。監査等委員である取締役は取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査等委員である取締役は、監査等委員会を毎月1回以上開催しております。また、会計監査人及び内部監査室と定期的な情報交換を行い、監査の実効性と効率性の向上に努めております。なお、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査等委員である取締役を1名選任しております。

(3) 経営会議

毎月1回以上経営会議を開催し、経営上の重要事項を審議することとしております。経営会議は代表取締役社長 金大仲が議長を務めております。その他の構成員は、専務取締役 富永康将、取締役 鈴木東洋、取締役 富田直樹、取締役 中山満則、監査等委員である社外取締役 賀茂淳一であります。その他役員等が会議の進行のために必要と認めた従業員もオブザーバーとして参加できることとなっております。

(4) 内部監査室

子会社を含めた全部署を対象に定期的に監査を実施し、各部署が法令、定款、内部規程に照らし適正かつ有効に職務執行しているかを代表取締役社長、監査等委員に報告するとともに、指摘事項について適切に改善されているかフォローアップしております。内部監査室は、会計監査人、監査等委員会並びに業務執行部門とも密接な連携を取る等健全経営に向けたコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

(5) リスク対策委員会

当社の様々なリスクを一元的に俯瞰・洗い出しをしたうえで、リスクを予防・再発防止すること及びリスクが現実発生した場合には迅速かつ確に対応することにより被害を最小限に食い止めることを目的として、リスク対策委員会を設置しております。リスク対策委員会は代表取締役社長 金大仲が委員長を務めております。その他の構成員は、専務取締役 富永康将、取締役 鈴木東洋、取締役 富田直樹、取締役 中山満則であります。

す。その他オブザーバーとして監査等委員である取締役及び内部監査室長、事務局として法務部長が参加することとなっております。リスク対策委員会は原則として半年に1回開催することとなっております。

(6)コンプライアンス委員会

コンプライアンスの推進及び徹底を図るため、コンプライアンスに係る取り組みの検討及び審議を行うことを目的として、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は代表取締役社長 金大仲が委員長を務めております。その他の構成員は、専務取締役 富永康将、取締役 鈴木東洋、取締役 富田直樹、取締役 中山満則であります。その他オブザーバーとして監査等委員である取締役及び内部監査室長、事務局として法務部長が参加することとなっております。コンプライアンス委員会は原則として半年に1回開催することとなっております。

(監査等委員会監査の状況)

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、全員が社外取締役であります。

監査等委員会は決定された監査計画に基づき、取締役会・経営会議その他社内会議への出席、重要な契約書・稟議書の閲覧、取締役・従業員へのヒアリングといった手続を通じて、監査を実施しております。

(内部監査の状況)

内部監査については、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、同室所属の1名(2019年12月31日現在)が担当しております。

内部監査室は子会社を含めた全部署を対象として、各部署が法令、定款、内部規程に照らして適正かつ有効に職務執行しているかを定期的に監査しております。監査結果を代表取締役社長、監査等委員に報告するとともに、指摘事項について適切に改善されているかフォローアップしております。

(会計監査の状況)

2019年12月期の会計監査の状況は下記のとおりです。

イ. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 飯畑 史朗

指定有限責任社員・業務執行社員 小川 伊知郎

ハ. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7人

その他 13人

(社外役員の状況)

本報告書提出日時点において、監査等委員である取締役の内3名が提出日現在の会社法における社外取締役であります。

当社は社外取締役となる者の独立性については、東京証券取引所の定める独立役員の要件に則り判断するものとしております。また取締役会における率直かつ活発で建設的な議論への貢献が期待できる人物を社外取締役の候補者として選定するよう努めております。

当社は監査等委員である社外取締役3名(賀茂淳一、琴基浩、中西和幸)全員を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

監査等委員である社外取締役賀茂淳一は、中小企業診断士の資格を有しており、長年にわたる他社監査役経験に基づく豊富な知識と幅広い経験を有しております。

監査等委員である社外取締役琴基浩は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。

監査等委員である社外取締役中西和幸は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しております。

監査等委員である社外取締役賀茂淳一は、当社子会社グローバル・リンク・パートナーズの監査役を兼務しております。

監査等委員である社外取締役琴基浩は、当社の株式を80株、新株予約権を5個保有しております。

なお、これらの関係以外に当社と社外役員の間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はございません。

(責任限定契約の内容の概要)

当社と監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としております。なお、当該責任の限定が認められるのは、当該監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社であり、全員が社外取締役である監査等委員会を経営の意思決定機能を持つ取締役会の構成員とすることで、経営の監視機能を強化しております。

また、当該取締役である監査等委員は、全員が独立役員として指定されており、会社の業務執行が経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず、適正に行われているか監査・監督できる立場を保持しております。

これにより、十分な経営の監査・監督機能を確保し、適切なコーポレート・ガバナンスの実現が可能かつ有効に発揮できるものと判断しており、現状の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が議決権行使に必要な議案検討のための時間を十分に確保できるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、当社ウェブサイトにおいて掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにてディスクロージャーポリシーを掲載しております。 https://www.global-link-m.com/ir/policy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家を対象とした会社説明会を適宜開催しております。また、当社ウェブサイトにおける情報開示を充実させていく予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期決算ごとにアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催し、代表者が説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにおいて、有価証券報告書、株主総会招集通知、決算短信、決算説明会資料、決算以外の適時開示等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:経営企画部 経営企画課 担当役員:管理本部長 鈴木東洋 事務連絡責任者:経営企画部長 竹内文弥、経営企画部 経営企画課 大類亜由美	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はコンプライアンス管理規程において、お客様、株主、従業員に対する行動規範を定め、その立場の尊重を規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ウェブサイト、決算説明会等を通じてステークホルダーに対して、適時に情報を提供していく予定であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスを経営上の基本方針と定め、取締役及び使用人は行動規範を定め、また法令、定款の遵守はもとより、企業倫理並びに社会的規範の遵守に努める。
- ② コンプライアンスの推進及び徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る取組みの検討及び審議を行う。
- ③ 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。
- ④ 業務執行部門から独立した内部監査担当部署が、各部門の業務執行における内部統制システムの整備運用状況に係る監査を実施し、監査結果について、取締役会及び監査等委員会に適宜状況報告を行う。
- ⑤ 取締役会は、「情報セキュリティ管理規程」を定め、顧客情報を含む個人情報、機密情報など情報資産の管理を適切に行う体制を整備する。
- ⑥ 内部通報制度に基づく相談窓口を設け、取締役及び使用人に相談窓口の存在を周知させ、コンプライアンス上の問題点を発見した場合、その解決と再発防止に努める。
- ⑦ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連絡し、会社を挙げて毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、その職務の執行に係る情報を法令及び「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理し、必要に応じてその保存及び管理状況を検証する。
- ② 「機密情報管理規程」及び「個人情報取扱基本規程」に基づき、機密情報及び個人情報を保護するための体制の構築に努める。

3. リスク管理に関する規程その他の体制

- ① 持続的な成長を確保するため「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図る。
- ② 必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受け、リスクの未然防止と早期発見に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、経営方針や中期事業計画、年度計画を策定し、定期的な進捗状況の確認及び経営上及び予算執行上の重要な課題についての意思決定を行う。
- ② 定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項を検討する。
- ③ 取締役会は、経営会議に日常の業務執行に係る検討・決定を委任する。
- ④ 日常の業務執行に際しては、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」を整備し、会社業務の組織的かつ効果的な運営に努める。
- ⑤ 企業経営及び日常業務に関して、経営上の判断が必要な場合など、内部監査や弁護士等と協議し、適宜適切なアドバイスを受け、会社経営における効率性及び適法性及び法務リスク管理体制の強化を図る。また、会計監査を担当する会計監査人と、定期的な監査のほか会計上の課題について随時確認を取り、会計処理並びに内部統制組織の適正性の確保に努める。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① コンプライアンスに関する規定及び内部通報制度については、グループ全体のものとして運用し、取締役及び使用人のコンプライアンスに対する意識の向上を図る。
- ② 子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する適切な経営管理を行う。
- ③ 監査等委員である取締役及び内部監査担当部署は、子会社の内部統制システムが適切に整備・運用されているかに留意し、業務の適切性について確認を行う。
- ④ 取締役は、子会社に対し、適切な内部統制システムの整備を行うよう指導するほか、内部統制システムの整備全般に関する責任を負う。

6. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査等委員から要請がある場合は、監査等委員を補助すべき使用人を配置する。
- ② 監査等委員を補助すべき使用人を置く場合、その異動、評価については、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- ① 監査等委員は、取締役会やその他の会議に出席し、意見を述べるとともに、その議事録や稟議書等の写しを受領し、それに対する報告書を求めることができる。
- ② 取締役及び使用人は、職務執行に関し、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、速やかに監査等委員に報告を行う。
- ③ 取締役及び使用人は、監査等委員から要請があった場合は、業務執行に関する事項について、速やかに監査等委員に報告を行う。
- ④ 監査等委員に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止するとともに、子会社においてもその徹底を図る。

8. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は、定期的に代表取締役社長と、また、定期的に内部監査担当部署並びに会計監査人と協議の場をもつ。
- ② 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、企業の社会的責任を十分に認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とはいかなる名目の利益供与も行わず、一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力に対しては弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、また「反社会的勢力排除に関する規程」を制定し、全社として整備・対応しております。

(1) 反社会的勢力排除の対応方法

「反社会的勢力等チェックに関するマニュアル」に則り、当社が取引を開始しようとする先が反社会的勢力でないかを調査し、該当する項目があった場合は、対応部署に対して取引等の中止の勧告等をしております。

また、既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合、継続中の取引等を含む一切の取引等の関係を速やかに解消する体制をとっております。また、すべての取引先との間で締結する契約書又は覚書において、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

(2) 外部の専門機関との連携状況

警視庁をはじめとする各都道府県警察本部及び所轄警察署、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、公益法人暴力団追放運動推進都民センター、弁護士等、外部専門機関との緊密な連携関係を構築しております。

有事の場合は警察及び弁護士等外部専門機関の協力を得て法的に対応する必要性が生じた場合は、これらの機関と積極的に連絡を取り、民事と刑事の両面から法的対応をとるようにしております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

対応部署を定め、反社会的勢力に関する情報の一元管理及び蓄積を行うとともに、事前照会の結果、外部専門機関又は他企業等の情報を活用して、当該情報を適宜更新するよう努めております。

Vその他

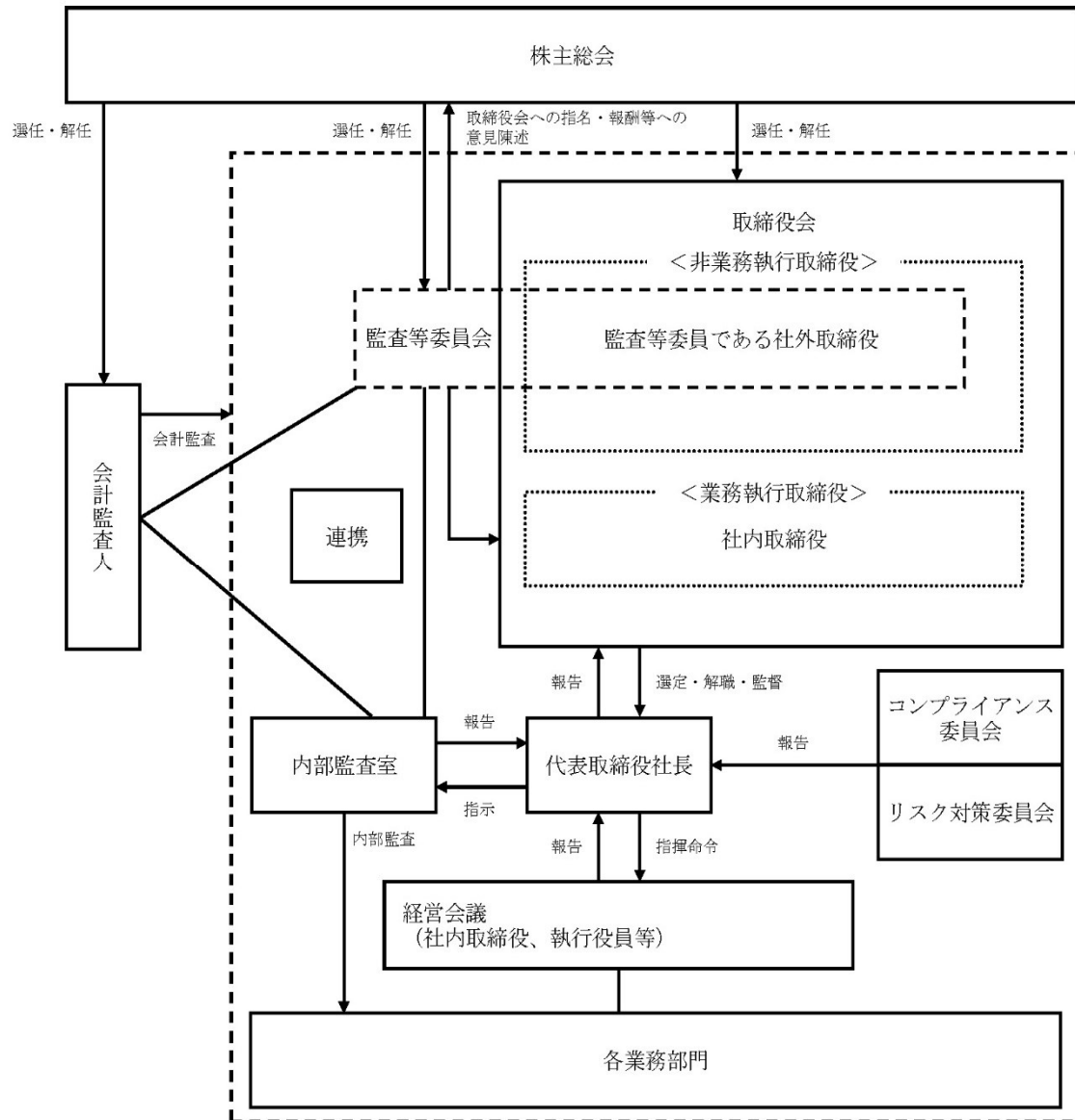
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

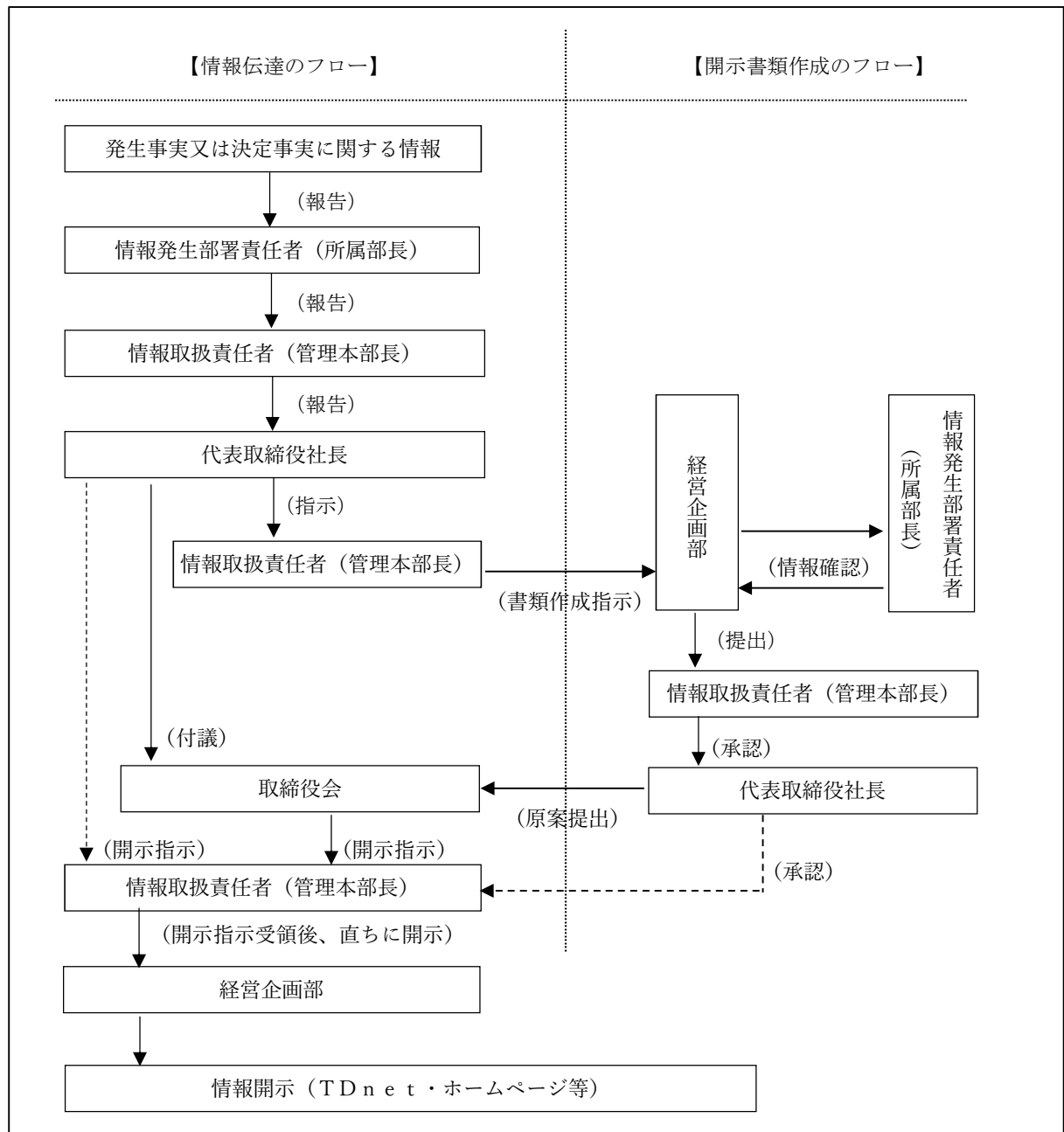
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

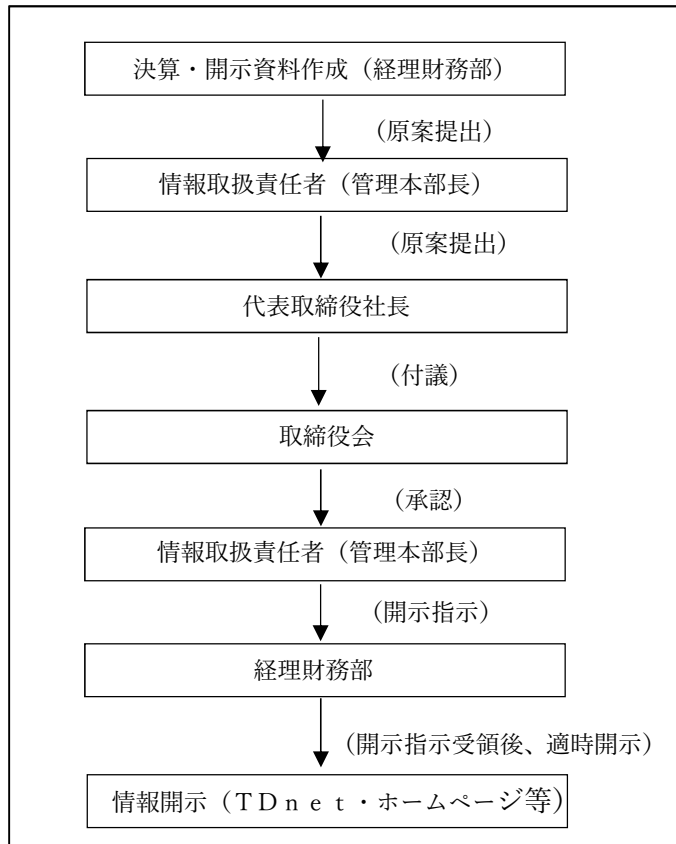
【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



【決算に関する情報の適時開示業務フロー】



以上